

別紙

総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準

1. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。
- (2) 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、2の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、(1)の規定を準用する。
- (3) 次順位者以外に落札候補者がある場合は、(2)の規定を準用する。

2. 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案」をもって入札に参加し、次の(1)～(4)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不适当であると認められるときは、落札仮決定者とししない場合がある。

- (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。
- (2) 入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (3) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = \text{標準点} / \text{予定価格} \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

- (4) 入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成 25 年長崎県告示第 702 号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（特別重点調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適合した履行がされると判断されるもの。

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

- (1) 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。ただし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

(2) 標準点及び加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点し、加算点の満点は30点とする。

(3) 加算点の算出方式

加算点は、「(4) 加算点の評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。

加算点＝評価点数の合計値

(4) 加算点の評価の基準

別表のとおり。

総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準 新旧対照表

改正後	現行
別紙 総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準 1. 落札者の決定方法 (1) 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。 (2) 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、2の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、(1)の規定を準用する。 (3) 次順位者以外に落札候補者がある場合は、(2)の規定を準用する。 2. 落札仮決定者の決定方法 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案」をもって入札に参加し、次の(1)～(4)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。 なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。 また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、落札仮決定者としていない場合がある。 (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。 (2) 入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。	別紙 総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準 1. 落札者の決定方法 (1) 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。 (2) 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、2の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、(1)の規定を準用する。 (3) 次順位者以外に落札候補者がある場合は、(2)の規定を準用する。 2. 落札仮決定者の決定方法 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案等」をもって入札に参加し、次の(1)～(4)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。 なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。 また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、落札仮決定者としていない場合がある。 (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。 (2) 入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準 新旧対照表

改正後	現行
(3) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。 基準評価値＝標準点/予定価格×100,000,000 なお、予定価格の単位は円とする。 (4) 入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（特別重点調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適した履行がされると判断されるもの。 3. 総合評価の方法 評価値は、次の算出方式により算定する。 (1) 評価値の算出方式 $\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$ なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。ただし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。 (2) 標準点及び加算点 標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点し、加算点の満点は30点とする。 (3) 削除	(3) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。 基準評価値＝標準点/予定価格×100,000,000 なお、予定価格の単位は円とする。また、基準評価値は小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。 (4) 入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成15年長崎県告示第782号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（履行能力確認調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適した履行がされると判断されるもの。 3. 総合評価の方法 評価値は、次の算出方式により算定する。 (1) 評価値の算出方式 $\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{工事品質リスク} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$ なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。 (2) 標準点 標準点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、100点とする。 (3) 工事品質リスクの算出方式 ① 入札価格が履行確認強化価格（注1）以上の場合 工事品質リスク＝0 ② 入札価格が履行確認強化価格未満で、かつ、入札価格の内訳のいずれも

総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準 新旧対照表

改正後	現行
	が数値的判断基準（注2）以上の場合 工事品質リスク＝（（入札価格－履行確認強化価格）／設計金額）×100 なお、工事品質リスクは小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。 ③ 入札価格が履行確認強化価格未満で、かつ、入札価格の内訳のいずれかが数値的判断基準未満の場合 工事品質リスク＝-60 （注1）履行確認強化価格（千円未満は切り捨てる。） 【土木工事の場合】 直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費相当額×1/5・・・(A) (A)により算出した額が設計金額の0.85以上の場合は、設計金額×0.85 (A)により算出した額が設計金額の2/3未満の場合は、設計金額×2/3 【建築工事の場合】 直接工事費×9/10＋共通仮設費＋現場管理費相当額×1/5・・・(B) (B)により算出した額が設計金額の0.85以上の場合は、設計金額×0.85 (B)により算出した額が設計金額の2/3未満の場合は、設計金額×2/3 【その他の工事の場合】 土木工事及び建築工事に準じて算出した金額 （注2）数値的判断基準（千円未満は切り捨てる） 工事費内訳書の直接工事費が設計金額の直接工事費の75%

別表 評価の基準【参考例】

①企業の技術力

評価項目	評価内容	配点	評価基準
技術提案①			
工程管理に係わる技術的所見	○○○○○○○○○○ (具体的評価項目について記載)	10	1. 2.5点×8提案(良とした提案数)
材料の品質管理に係わる技術的所見		8.75	1. 2.5点×7提案(良とした提案数)
施工上の課題に対する技術的所見		7.5	1. 2.5点×6提案(良とした提案数)
施工上配慮すべき事項		6.25	1. 2.5点×5提案(良とした提案数)
		5	1. 2.5点×4提案(良とした提案数)
		3.75	1. 2.5点×3提案(良とした提案数)
		2.5	1. 2.5点×2提案(良とした提案数)
		1.25	1. 2.5点×1提案(良とした提案数)
		0	良とした提案なし
評価項目に対する着目点 着目点1 着目点2 ※得点は、提案内容により1.25点(良)、0点(普通)、-(不採用)とする。			
技術提案②			
工程管理に係わる技術的所見	○○○○○○○○○○ (具体的評価項目について記載)	10	1. 2.5点×8提案(良とした提案数)
材料の品質管理に係わる技術的所見		8.75	1. 2.5点×7提案(良とした提案数)
施工上の課題に対する技術的所見		7.5	1. 2.5点×6提案(良とした提案数)
施工上配慮すべき事項		6.25	1. 2.5点×5提案(良とした提案数)
		5	1. 2.5点×4提案(良とした提案数)
		3.75	1. 2.5点×3提案(良とした提案数)
		2.5	1. 2.5点×2提案(良とした提案数)
		1.25	1. 2.5点×1提案(良とした提案数)
		0	良とした提案なし
評価項目に対する着目点 着目点1 着目点2 ※得点は、提案内容により1.25点(良)、0点(普通)、-(不採用)とする。			
配置予定技術者の能力 ※配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。			
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○元請けの主任(監理)技術者または現場代理人(1級または2級施工管理技士等)として従事したものとする。		A: 同種工事 B: 類似工事 C: 実績なし
配置予定技術者の資格A	○資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門(選択科目「農業土木」) ③ 森林部門(選択科目「森林土木」) ④ 水産部門(選択科目「水産土木」) ⑤ 総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか) ○上記(1)～(3)のいずれかの取得後の年数とする。		A: 1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上または技術士取得後3ヶ月以上 B: 1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満 C: 1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満 D: その他
配置予定技術者の資格B ※オプション項目(OP)	○公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1級舗装施工管理技術者 例② 地すべり防止工士		A: あり B: なし
企業の施工能力			
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。		A: 同種工事 B: 類似工事 C: なし

※ 「配置予定技術者の能力」～「企業の施工能力」は、案件によっては評価項目を追加、削除することができる。

※ 「配置予定技術者の能力」～「企業の施工能力」の評価項目の配点は案件毎に検討するものとする。

技術資料作成要領（特定調達契約等）

① 技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式1号	1) 作成要領 ① 様式には押印すること。 2) 特記事項 押印がない者の提出した技術資料は無効とする。

② 技術提案①②

工程管理に係わる技術的所見 材料の品質管理に係わる技術的所見 施工上の課題に対する技術的所見 施工上配慮すべき事項	様式2号	1) 作成要領（1評価内容当たり） ① 提案は着目点ごとに「具体的な技術提案」を記載すること。具体的とは、提案の手法、効果を明確に示し、必要に応じ具体的な対象箇所、使用材料、数量、時期、規模等が適切に記載されていること。 ② 発注者の設定した2着目点には技術提案を必ず1つ以上記載すること。また入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとする。 ③ 技術提案は8提案までとする。 ④ 提案は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み600字以内で記載すること。ただし、着目点欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。 ⑤ 補足説明資料（図、表等）として別途1枚のみ添付することができる。（A4で様式は自由） 2) 特記事項 ① 本様式に記載がない場合や記載はあるが評価項目と明らかに異なる内容が記載されている場合は入札を無効とする。 ② 発注者の設定した2着目点に対して、具体的な技術提案の記載が無い場合は一切評価しない。 ③ 具体的な技術提案が600字を超えた場合は、一切評価しない。 ④ 本様式に図、表等が添付されている場合は、一切評価しない。 ⑤ 提案が本様式、補足説明様式を合わせて2枚を超える場合、一切評価しない。 ⑥ 具体的な技術提案の手法、効果が判断できない場合は評価しない。 ⑦ 着目点数は、最大で4着目点（発注者指定分を含む）とし、4着目点を越えた技術提案は一切評価しない。 ⑧ 類似した手法、効果を記載した技術提案が複数ある場合は、一つの技術提案のみ評価する。 ⑨ 一つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合、一つの技術提案として評価する。 ⑩ 一つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合において、不採用の手法及び効果が含まれていた場合、全体として評価しない。 ⑪ 本様式に記載の無い提案の資料が補足説明資料に記載されている場合、その部分は参考としない。 ⑫ 補足説明資料は、本様式にある提案を補足するための参考図等を記載するものであり、説明文等の文章は評価の対象としない。
---	------	---

③ 配置予定技術者の能力

配置予定技術者の施工実績	様式3号 （2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。）	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量・技術者名等、施工実績が確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
配置予定技術者の資格A		1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」の資格を証明する資料（資格者証、合格証明書等の写し）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料により、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
配置予定技術者の資格B		1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」の資格を証明する資料（資格者証、合格証明書等の写し）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料により、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。

④ 企業の施工能力

企業の施工実績	様式4号	1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量等、施工実績が確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
---------	------	---

⑤ 技術提案の取り扱いに関する事項

	様式7号	1) 作成要領 ①工業所有権を含む技術提案である場合、その取り扱いに関することを記載する
--	------	--

様式4号

技 術 提 案 入 札 書

契約担任者 様

入札者 所在地
商号又は名称
代表者名

下記工事を請け負いたいのので、下記技術提案をもって入札します。

記

1. 工 事 番 号

2. 工 事 名

3. 工 事 場 所

4. 工 事 日 数 等

5. 技 術 提 案 別 紙 の と お り

備考

1. 入札者は、入札の際には、長崎県建設工事執行規則に定める様式第5号に、第4号及び本様式を入れて封をし、投函するものとする。
2. 本様式の別紙には、様式第2号（技術提案）を添付するものとする。
さらに、その際には、要領7により採用の通知を受けた箇所以外については、二重線で消去しておくこと。

様式8号

技術提案確認通知書

平成 年 第 月 号 日

様

契約担任者

先に申請のあった技術提案について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

工事番号 第 号
工事名 ○○○○工事 (○○工区)

評価項目			
		具体的な技術提案	配点
技術提案1	着目点		
	手法		
	効果		
技術提案2	着目点		
	手法		
	効果		
技術提案3	着目点		
	手法		
	効果		
技術提案4	着目点		
	手法		
	効果		
技術提案5	着目点		
	手法		
	効果		
技術提案6	着目点		
	手法		
	効果		
技術提案7	着目点		
	手法		
	効果		
技術提案8	着目点		
	手法		
	効果		
		合計	

第 号
年 月 日

様

契約担任者

落札者仮決定通知書

さきに入札執行しました下記工事については、審議の結果、貴社が落札仮決定者に決定しましたので通知します。

つきましては、総合評価落札方式（標準型）試行要領に基づき平成 年 月 日迄に「配置予定技術者に係る通知書」を提出してください。

上記期限までに提出がない場合は、配置予定技術者の専任配置ができないものとみなします。

記

-
1. 工事番号 第 号
 2. 工事名
 3. 工事場所 市（郡） 町（村） 地内
 4. 工事日数 日間
 5. 入札執行の日時・場所 年 月 日
 6. 落札金額 円
 7. 評価値

平成 年 月 日

契約担任者 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

配置予定技術者に係る通知書

平成 年 月 日付け 第 号により落札者仮決定通知のありました
下記工事に係る配置予定技術者について、総合評価落札方式（標準型）試行要領に基
づき下記のとおり通知します。

なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所 市（郡） 町（村） 地内
4. 工事日数 日間
5. 配置予定技術者の専任配置の可・不可

	可 能
配置予定技術者の氏名	

	不 可 能
--	-------

※ 可能・不可能のどちらかを選択し、□内に○を記載すること。

（例）

○	可能
---	----

平成 年 月 日

契約担任者 様

共同企業体の名称
代 表 構 成 員
住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名

印

配置予定技術者に係る通知書

平成 年 月 日付け 第 号により落札者仮決定通知のありました
下記工事に係る配置予定技術者について、総合評価落札方式（標準型）試行要領に基
づき下記のとおり通知します。

なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所 市（郡） 町（村） 地内
4. 工事日数 日間
5. 配置予定技術者の専任配置の可・不可

	可 能	
配置予定技術者の氏名 （代表構成員）		
配置予定技術者の氏名 （その他の構成員）		

	不 可 能
--	-------

※ 可能・不可能のどちらかを選択し、□内に○を記載すること。

（例）

○	可能
---	----

配置予定技術者の氏名は、3者JVの場合は、セルを追加し、記載すること。

第 号
年 月 日

様

契約担任者

落 札 者 決 定 通 知 書
（ 落 札 者 あ て ）

さきに落札仮決定しました下記工事につきましては、貴社から平成 年 月 日付けでご提出のありました「配置予定技術者に係る通知書」により、貴社が落札者に決定しましたので通知します。

つきましては、 年 月 日迄に契約関係書類を提出してください。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所 市（郡） 町（村） 地内
4. 工事日数 日間
5. 落札決定日 平成 年 月 日

第 号
年 月 日

様

契約担任者

落札者決定の通知について

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定を保留していましたが、審議の結果、下記のとおり落札者が決定しましたので通知します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所 市（郡） 町（村） 地内
4. 工事日数 日間
5. 入札執行の日時・場所 年 月 日
6. 落札者名
7. 落札金額 ¥
8. 落札者の評価値
9. 貴社の評価値
10. 落札決定日 平成 年 月 日

様式1号：技術資料総括表

様

共同企業体名：

住所：

商号または名称：

代表者名：

印

建設業許可番号：号
(代表構成員)

建設業許可番号：号
(その他構成員1)

建設業許可番号：号
(その他構成員2)

平成○年○月○日付けで公告がありました下記について、書類を添えて提出します。

記

1. 工事番号：

2. 工事名：

添付書類

様式2号：技術提案

様式3号：配置予定技術者の能力

様式4号：企業の施工能力

様式7号：技術提案の取り扱いに関する事項

注 技術提案の採否通知用封筒として、表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を添付すること。

様式 2-1 号：技術提案①

工 事 名		
商号または 名称		
評価項目		
具体的な技術提案		
技術提案 1	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 2	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 3	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 4	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 5	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 6	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 7	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 8	着目点	
	手法	
	効果	

※入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

様式 2 - 2 号：技術提案②

工 事 名		
商号または 名称		
評価項目		
具体的な技術提案		
技術提案 1	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 2	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 3	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 4	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 5	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 6	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 7	着目点	
	手法	
	効果	
技術提案 8	着目点	
	手法	
	効果	

※入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

様式2号：技術提案

工事名		一般国道〇〇〇号道路改良工事		詳細については、「総合評価落札方式落札者決定基準」別表「評価の基準」内の「技術資料作成要領」を参照してください。
商号または名称		(株) 〇〇建設		
評価項目		施工上配慮すべき事項 道路利用者に対する安全対策		
具体的な技術提案				
技術提案1	着目点	歩行者に対する安全性向上対策		4「良」評価例 提案は着目点毎に具体的に記載すること
	手法	〇〇（箇所）付近に、△△（使用材料）を■（数量・規模等）設置し、◇◇（内容）する。（別添図参照）		
	効果	歩行者に・・・することで、■■■■できる。		
技術提案2	着目点	歩行者に対する安全性向上対策		62発注者設定 2着目点
	手法	通常の作業では、〇〇（箇所）に、△△（時期等）に■（内容）しているが、◇◇（内容）することで、・・・（内容）作業を制限する。		
	効果	〇〇時の・・・がなくなり、■■の事故が防止できる。		
技術提案3	着目点	通行車両に対する安全対策		6「良」評価例 提案は着目点毎に具体的に記載すること
	手法	〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。		
	効果	〇〇となることで、△△を防止できる。		
技術提案4	着目点	近隣住民への対策		7「良」評価にならない例 提案が具体的に記載されていないため
	手法	地元自治会、小学校に工事内容、工程の説明を行う。		
	効果	周辺住民に周知できる。		
技術提案5	着目点	夜間の対策		8「良」評価にならない例 提案が具体的に記載されていないため
	手法	夜間は〇〇を設置する。		
	効果	〇〇〇〇、××××、△△△△。		
技術提案6	着目点	夜間の対策		9「良」評価例 ただし複数提案があっても一つの提案のみ評価する。
	手法	〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）し、〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。		
	効果	〇〇〇となることで、△△を防止できる。		
技術提案7	着目点			0
	手法			
	効果	提案①「良」評価		
技術提案8	着目点	夜間の対策		12「良」評価にならない例 提案①は「良」評価だが、提案②が「不採用」評価の場合は全体として評価しない。
	手法	〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）し、〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。		
	効果	〇〇〇となることで、△△を防止できる。		

※入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

600字以内で記載すること。越えた場合は一切評価しない。

文字数

598

598

様式3号：配置予定技術者の能力

氏 名		配置予定技術者1	配置技術者2
施 工 実 績	同種・類似工事の別		
	工 事 番 号		
	工 事 名		
	完 成 年 度		
	コ リ ン ズ 番 号		
表 彰	表 彰 の 区 分		
	表 彰 年 度		
	工 事 名		
資 格	資 格 の 種 類		
	資 格 取 得 年 月 日		
	現 所 属 会 社 入 社 日		
資 格 B	資 格 の 種 類		
	資 格 取 得 年 月 日		

※ 入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

記入にあたっての注意事項

1. 記入欄右上に▼が表示される項目は、▼をクリックして表示されるリストから該当するものを選択すること。該当するものがない場合には記入欄に直接入力すること。
2. 「資格」の「資格の種類」が技術士の場合、入札公告「評価の基準」を参照し、その下の欄に部門及び選択科目（必要な場合）を記載すること。
3. 「表彰」、「資格B」は、発注者が評価項目として求めない場合、記入する必要はない。
4. 「資格B」の種類が「地すべり防止工事士」の場合、「資格有効期限」を記入すること。
5. 配置予定技術者を1名とする場合、「配置予定技術者2」の項目欄に記入する必要はない。

様式4-1号：企業の施工能力

施 工 実 績	同種・類似工事の別	
	工 事 番 号	
	工 事 名	
	完 成 年 度	
	受 注 形 態	
	コ リ ン ズ 番 号	
表 彰	表 彰 の 区 分	
	表 彰 年 度	
	工 事 名	
CPDS登録学習単位合計数		

※ 入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

記入にあたっての注意事項

1. 記入欄右上に▼が表示される項目は、▼をクリックして表示されるリストから該当するものを選択すること。該当するものがない場合には記入欄に直接入力すること。
2. 「受注形態・出資比率」は、受注形態が単体の場合には出資比率の記載は不要。
3. 「表彰」、「CPDS登録学習単位合計数」は、発注者が評価項目として求めない場合、記入する必要はない。

工 事 名：

商号または
名 称：

評価項目

1. 技術提案の有無

技術提案	有り	無し
------	----	----

※上表の該当項目に○印を記載すること

本技術提案が採用されなかった場合、または技術提案が無い場合には、
標準案に基づいて施工いたします。

(技術提案記入部分)

技術提案は、目的、手法、効果が判るように簡潔に記載する。

技術提案は、句読点や数字、記号等を含み600字以内で簡条書きとする。

様式2号「施工計画」の「記載例」を参照すること。

(図、表等はこの様式に添付しない)

技術提案が600字を超えた場合や簡条書きではない場合、当該技術提案は、
一切評価しない。

注) 1. 文章中の空白は文字としてカウントされない。

半角、全角に拘わらず1文字としてカウントする。

2. この様式の技術提案記入部分に現在記入されている文字は消去すること。

3. 画面表示どおり印刷されない場合があるので、印刷する場合は
確認すること。

※内容については、入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」により確認のこと

様式7号：技術提案の取り扱いに関する事項

技術提案の取り扱いに関する事項

(1) 工業所有権を含む技術提案である場合、その取り扱いに関する事項

(2) 技術提案が採用された場合に留意すべき事項

(3) その他

記入にあたっての注意事項

該当する技術提案が判るように名称・項目・番号等を記載すること。